

第8章 指摘及び意見の概要の一覧

第1 指摘の概要

該当項目	No.	指摘の概要
第4章 市税（国民健康保険税を除く）		
第2 個人市民税	1	1件当たりの課税額が、市民税3,500円、県民税2,000円と大きくはないが、地方税法第294条第1項第2号で、家屋敷課税制度について定めており、宮崎市のホームページ等でも課税の必要性を記載しているのであるから、自己申告に頼るのみではなく、資産税課との連携や税務申告書類等の活用、あるいは不審な点がある場合にはお尋ね文書を送付するなど、課税漏れを減らす積極的な調査方法を検討すべきである。
第3 法人市民税	2	地方税法第298条において、市税に関する質問検査権が規定されている。従業員数が50人に近い法人については、従業員名簿や賃金台帳などの裏付け資料を一定の基準を設けて調査・確認することを検討すべきである。均等割の人数計算について、アルバイト等の取り扱いが誤りが発生しやすいため適正な申告を徹底させるために計算方法の周知を図るべきである。
第4 固定資産税	3	虚偽の申告を行うものや申告を拒否する事業者については、課税の公正性を維持するため、事業者に対して地方税法第353条に基づく現地立ち入り調査を実施し、地方税法第298条に基づく質問検査権を積極的に行使すべきである。 また、正当な理由がなく申告がないものについては地方税法第386条（10万円以下過料）の規定及び同法第368条の罰則（不足額延滞金の徴収）の適用を検討すべきである。
	4	ある一定の基準を設けてそれ以上の税収が見込める案件については相続人等の調査を行い相続人の指定を行うべきである。法務省関連の制度として登記官が、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の法定相続人等を探索した上で、職権で、長期間相続登記未了である旨等を登記に付記し、法定相続人等に登記手続を直接促すなどの不動産登記法の特例が設けられている。また、地方公共団体の長等に財産管理人の選任申立権を付与する民法の特例も設けられたため、今後は、法務局とも連携し、相続発生による所有者不明土地の解消に努めるべきである。

第5章 その他の強制徴収公債権		
第1 国民健康保険税	5	<p>具体的な個別財産の記載を求めることで、相談者の財産状況が明らかになることはもちろん、記載を拒絶するような場合には納付意思の誠実さについて消極的な判断材料にもなることから、生活状況確認書に、財産の有無に関する記載欄のみではなく、個別の財産の具体的情報を記入する欄を設けるとともに、当該相談者の具体的な財産状況についても聴取を試みるべきである。</p>
	6	<p>地方税法第9条第1項及び第2項において、国民健康保険税の被保険者について相続があった場合には、その相続人は、法定相続分に従って、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき国民健康保険税を納付し、又は納入しなければならないと明確に定められているのであるから、滞納金額が大きい事案等の一定の基準を設けた上で、相続調査を実施し、相続人に対して滞納している国民健康保険税を請求すべきである。</p>
第2 後期高齢者医療保険料	7	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第108条第2項及び第3項では、被保険者の後期高齢者医療保険料について、世帯主及び配偶者がこれを連帯して納付する義務があると定めているのであるから、世帯主や配偶者が容易には把握できないといった場合を除き、連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、催告あるいは場合によっては滞納処分を実施すべきである。</p>
	8	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第112条、地方税法第9条第1項及び第2項によって、後期高齢者医療保険料の被保険者について相続があった場合には、その相続人は、法定相続分に従って、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき後期高齢者医療保険料を納付し、又は納入しなければならないと明確に定められているのであるから、滞納金額が大きい事案等の一定の基準を設けた上で、相続調査を実施し、相続人に対して滞納している後期高齢者医療保険料を請求すべきである。</p> <p>また、滞納金額がそれほど大きくない場合であって、相続調査を要することなく相続人を把握している場合には、当該相続人に対して事情を聴取して、過大な負担なく可能な範囲で、相続人に対する請求を実施すべきである。</p>

第3 介護保険料	9	介護保険法第132条第2項及び第3項では、被保険者の介護保険料について、世帯主及び配偶者がこれを連帯して納付する義務があると定めているのであるから、世帯主や配偶者が容易には把握できないといった場合を除き、連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、催告あるいは場合によっては滞納処分を実施すべきである。
	10	介護保険法第143条、地方税法第9条第1項及び第2項によって、介護保険料の被保険者について相続があった場合には、その相続人は、法定相続分に従って、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき介護保険料を納付し、又は納入しなければならないと明確に定められているのであるから、滞納金額が大きい事案等の一定の基準を設けた上で、相続調査を実施し、判明した具体的な相続人に対して滞納している介護保険料を請求すべきである。
第4 下水道使用料	11	地方自治法第231条の3第2項は、同条第1項の使用料について督促をした場合には、条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができる」と規定し、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第4条第1項において、使用料の納付義務者が納期限後にその納付すべき使用料を納付する場合には、延滞金を「徴収する」と規定している。条例において、延滞金を「徴収することができる」ではなく、「徴収する」と規定している以上、督促状に延滞金が課されること及び延滞金の計算方法を記載すべきである。
第5 下水道事業受益者負担金	12	納付誓約書は、一般的には債務の承認を含むものであって消滅時効中断の効果が生じる（民法第147条3号）上、滞納者に対して納付義務を明確に自覚させることによって積極的な履行を促す効果や万一滞納処分等となった場合の納得効果も認められるのであるから、適宜、納付誓約書の活用に努めるべきである。
第6 公共下水道事業分担金	13	納付誓約書は、一般的には債務の承認を含むものであって消滅時効中断の効果が生じる（民法第147条3号）上、滞納者に対して納付義務を信頼的に明確に自覚させることによって積極的な履行を促す効果や万一滞納処分等となった場合の納得効果も認められるのであるから、適宜、納付誓約書の活用に努めるべきである。

第6章 非強制徴収公債権（民事徴収公債権）		
第4 卸売業者市場使用料等	14	行政不服審査法第82条第1項により、行政処分については、書面による不服申立の教示が必要とされていることから、「市場使用料督促状」に行政不服申立ての教示にかかる記載をすべきである。なお、文言等については宮崎市私債権等管理マニュアルを参照し、各課において統一的内容とすべきである。
第5 市場電気使用料	15	宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例3条によれば、督促状は「1通につき100円を徴収する」とされており、本債権は施設使用料と同一の督促状において計200円の督促手数料を徴収しているため、この点は是正されるべきである。
第6 社会体育施設等使用料	16	納期限までに納付しない者に対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条において、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して15日をこえてはならないことが規定され、同条例第3条において、督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収すると規定されているのであるから、本債権についても条例に基づき督促状を発送し、督促手数料の請求も併せて行うべきである。
	17	消滅時効を主張された場合、担当課自身が残している記録だけでは債務の承認について立証が困難であり、債権が消滅するリスクが存在するため、少なくとも長期滞納者については、適切な時期に債務承認を兼ねた支払約束に関する書面を徴求するなどして、債務承認については、適切に記録化すべきである。
	18	時効が完成している債権については、適切に不納欠損処理を行うべきである。
第7 宮崎市立小中学校体育施設使用料	19	納期限までに納付しない者に対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条において、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して15日をこえてはならないことが規定され、同条例第3条において、督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収すると規定されているのであるから、本債権についても条例に基づき督促状を発送し、督促手数料の請求も併せて行うべきである。

	20	本債権については、債権額が少額であることから、滞納発生後にその回収に多くのコストをかけることはできず、いかに滞納額を増加させないかが重要となるのであるから、予約システムの利用の停止措置を積極的に活用し、滞納額の増加を防ぐべきである。なお、予約システムの利用停止のタイミングとしては、1回目の口座振替不能の時点とすることが望ましい。
	21	少なくとも長期滞納者については、適切な時期に債務承認を兼ねた支払約束に関する書面を徴求するなどして、債務承認については、適切に記録化すべきである。
第8 墓地管理料	22	佐土原墓地と木原墓地については、条例において管理料の設定はされておらず、使用料に管理料を含んで貸し出しを行っている。管理料の設定をしていないにもかかわらず、管理料を使用料に含めて徴収する方法については、それを根拠付ける規定は存在しない。したがって、佐土原墓地及び木原墓地の管理料について、管理料の明確化を含めて徴収方法の見直しを検討すべきである。
第10 児童扶養手当返納金（不正利得の場合を除く）	23	不納欠損処理は、効率的な債権管理事務の執行のために不可欠であるので、既に消滅した債権や回収不能となっている債権については早急に不納欠損処理を実施した上、今後は適時適切に同処理を行われたい。
第7章 私債権		
第1 水道料金	24	給水停止要綱第6条第2号では、給水停止の解除をするためには、滞納額の一部の納入だけでは足りず、次回の納入日を確約したことまでが必要と規定されているのであるから、同条に従って、滞納額の一部しか納入しない者については、次回の納入日を確約した場合に限り、給水停止を解除すべきである。
第2 住宅使用料	25	法的措置対象選定会は、議会への報告案件の提出期限を考慮し、期限に間に合うように計画的に開催されるべきである。
第3 退去修繕費	26	退去後に修繕に着手する時期、修繕完了から敷金による清算及び本債権の請求を行うまでの期間、本債権の請求書の様式等に関する規定を整備し、速やかに敷金の清算及び本債権の請求がなされるようにすべきである。

	27	督促状は、請求書記載の納期限後 20 日以内に発送すべきである。
第 4 住宅新築資金等貸付金	28	平成 26 年以降における滞納整理記録がない案件について、事実上放置されるに至っている理由を調査・確認した上で、今後徴収する見込みがある案件については催告の実施を、徴収することが極めて困難であると認められる案件については不納欠損に向けた処理を検討すべきである。
	29	消滅時効の援用により本債権は消滅し（民法第 167 条）、もはや本債権が回収できる見込みはない。したがって、消滅時効の援用がなされた債権については、速やかに不納欠損の処理を行うべきである。
	30	破産による免責決定を得た債務者は本債権の支払義務を免れるが、その効果は保証人には及ばないのであるから、債務者が破産による免責決定を得た後において何の処理もなされていない案件であって、保証人に対する請求が可能な案件については、速やかに保証人に対する催告を行うべきである。
	31	債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、積極的に相続人に対する請求を行い、債権回収を図るべきである。
第 6 田野病院事業会計介護老人保健施設事業収益（介護老人保健施設使用料）	32	消滅時効による債権消滅を防止するため債務全額についての債務承認を受け、これを明記した書面を徴求すべきである。
	33	本債権は私債権であるため、民法第 419 条及び第 404 条に基づき遅延損害金を請求することができる。公平性の観点からも遅延損害金を請求すべきである。

第2 意見の概要

該当項目	No.	意見の概要
第4章 市税（国民健康保険税を除く）		
第2 個人市民税	1	特別徴収義務者について、地方税法第331条第1項で定めているように督促状を発した日から起算して10日を経過した日以降の滞納処分に備え、速やかに預金口座や不動産等の財産調査を実施することが望ましい。
	2	特別徴収が滞納の未然防止につながるため、宮崎市においてもさらに特別徴収の推進に取り組むことが望ましい。
第3 法人市民税	3	宮崎市に支店や店舗を有している法人は、宮崎市の公共サービスを享受しており、宮崎市で課税が行われるべきである。宮崎税務署や宮崎県と情報を共有化するだけでなく、宮崎市独自で調査を行うことを検討すべきである。固定資産税・償却資産税の賦課情報の確認や法人の決算書等の確認を行い、地代家賃が支払われているものについて、事務所・事業所・支店等の機能を有するものはないか確認すべきである。その他の把握手段としては、ショッピングモールやテナントビルの入居状況の確認や保健所等への飲食店の営業許可情報、建築許可情報等を活用することも検討することが望ましい。
第4 固定資産税	4	課税の公平性の観点から、家屋について課税漏れをなくすためさらなる実地調査の充実を図ることが望ましい。
第6 軽自動車税	5	地方税法第11条の9で第二次納税義務について規定されている。本来の納税義務者が地方団体の徴収金を滞納しており、当該納税義務者に滞納処分をしても満足な租税の確保ができないと認められるときは、売主は所有権を留保しておりその処分により損害を回復できる可能性があり、第二次納税義務者に対して滞納処分を検討することが望ましい。
	6	課税の公平性の観点からも未申告の農業用作業車について調査が必要である。調査方法としては、所得税申告資料の決算書と資産税課が作成している償却資産課税台帳等との照合を行い、償却資産税も軽自動車税も課税されていないような物件について調査を行うことが望ましい。

第7 市たばこ税	7	納税義務者から提出される申告書については、数年分の増減状況を確認し、増減幅が大きいなどの異常値を発見した場合には、地方税法第470条のたばこ税に関する質問検査権を適切に行使し、申告が正確に行われているかの検証を行うことが望ましい。
第8 入湯税	8	特別徴収義務者への調査の際は、入湯税の納入申告書と税務資料である総勘定元帳・売上台帳・レジペーパーの裏付資料を徴求して適正な課税と調査事務の効率化を検討すべきである。実地調査の結果適正な申告の確認が取れることを期待する。
第9 事業所税	9	宮崎市税条例第136条の9第3項で、免税点以下の事業者についても申告させている。実地調査や裏付け資料を提出させ申告が適正に行われているか確認することが望ましい。個人事業者についても、宮崎税務署と連携し青色決算書で家屋の増改築の有無や従業員の延べ人数等の把握も可能である。
第10 滞納整理 事務について	10	インターネット公売で成功している事例や公売が盛んな官公庁や地方公共団体を参考にして、公売に対する取り組みを強化することが望ましい。
	11	滞納処分を検討するために、滞納者の預貯金や給与については、これまで以上に積極的に財産調査を行い滞納処分することが期待される。
第5章 その他の強制徴収公債権		
第1 国民健康保険税	12	訪問調査等によって、住民基本台帳上の「世帯主」と「主として生計を維持する者」とが相違していることが判明した場合には、世帯主変更届（住民基本台帳法第25条第1項）の提出を指導するなどして、納税義務者を明確にすることが望ましい。
	13	短期被保険者証（短期証）や被保険者資格証明書（資格証）は、滞納額の縮減や滞納解消に繋げる効果も期待されているのであるから、短期被保険者証（短期証）あるいは被保険者資格証明書（資格証）との交付と滞納額の縮減や滞納解消に関する具体的なデータを集計し、分析・活用する方法を検討することが望ましい。

	14	同一の滞納者に対する具体的な滞納処分における換価余剰の有無については、担当者レベルの情報交換にとどまらず、国保収納課と納税管理課の間で共通の情報交換のルールを策定することが望ましい。
第3 介護保険料	15	連帯納付義務者である世帯主への請求を実施することを前提として、訪問調査等によって、住民基本台帳上の「世帯主」と「主として生計を維持する者」とが相違していることが判明した場合には、世帯主変更届（住民基本台帳法第25条第1項）の提出を指導するなどして、納付義務者を明確にすることが望ましい。
第4 下水道使用料	16	「本人死亡」という理由で不納欠損処理をするにあたっては、相続人調査として、住民基本台帳情報の調査だけではなく、戸籍情報の調査まで実施することが望ましい。
	17	口座振替による徴収につき、再度の口座振替日を金融機関の最終営業日に変更し、納入方法の違いによる不公平を是正することが望ましい。
	18	水道料金と同一の督促状を使用している現状においても督促状に下水道使用料について滞納処分が行われる可能性があることを記載することが望ましく、水道料金と本債権の督促状を異なる様式にすることも検討すべきである。
第5 下水道事業受益者負担金	19	債権回収の効果を上げるためには、督促状による納期限を経過した後、できる限り短期間のうちに催告を行うことが望ましいことは明らかであるから、督促状による納期限の経過から催告書の発送までの期間が長期にならないように催告書の発送回数及び発送時期について検討することが望ましい。
第6 公共下水道事業分担金	20	債権回収の効果を上げるためには、督促状による納期限を経過した後、できる限り短期間のうちに催告を行うことが望ましいことは明らかであるから、督促状による納期限の経過から催告書の発送までの期間が長期にならないように催告書の発送回数及び発送時期について検討することが望ましい。

第7 保育所保育料	21	保育料徴収嘱託員の回収業務に際し想定される種々の場面を想定し、これに対応できる詳細なマニュアルを整備し、これに従った業務執行をすべきである。
	22	直近3年間でも毎年1000万円近い収入未済が現に生じていることに鑑み、資産調査の実施等、担当課のみならず、全市的な対応を検討されたい。
	23	事実上回収不能となった債権について、消滅時効の完成を待って不納欠損処理をすることは妥当な債権管理の手法であると考えられるが、他方で、「事実上回収不能」であることを判断する明確な基準はない。どの程度の回収の努力をすれば回収不能と認めるのが相当であるかについて明確な基準を定めなければ、回収し得る債権について適切な回収の措置を採らず、他方回収の余地のない債権について回収の措置を採るなどの不適切な管理回収業務が行われかねない。このような判断基準の策定を検討されたい。
第8 訓練等給付費等返還金	24	<p>本債権は地方税に次ぐ優先性を有するのであるから、該当の法人が一定の資産を有する限り、積極的に滞納処分を実施すべきである。</p> <p>また、不正利得と判断した証拠の内容にもよるところであるが、代表者や不正利得に中心的に関与した人物の個人責任の追及も視野に検討すべきである（実際には、本市の法務部門や顧問弁護士等とともに十分検討の上、対応方針を決せられたい）。</p>
第6章 非強制徴収公債権（民事徴収公債権）		
第1 し尿汲取手数料	25	<p>催告は、書面でも口頭でもよく、何らの方式も必要としないが、消滅時効の完成を6か月猶予するという法的効果を有している（民法第153条）。そのため、いつ催告をしたのかという証拠を保全しておく必要性は高く、また、電話連絡や自宅訪問をした際の結果を業務日誌に記載するだけでは、債務者に対して履行を請求する意思を通知したことが明らかになっているとは言い難い。そして、宮崎市私債権等管理マニュアルにおいても、催告の方法として、まずは文書による催告を行い、債務者から反応がない場合に電話や訪問による催告に移行することが想定されていることをも考慮すれば、適宜、催告書を交付する形での催告を行うことが望ましい。</p>

	26	<p>未納額が残っているのであれば、訪問によって未納額の一部の徴収が行われたことがあったとしても、少なくとも月に1回は訪問による催告を行って、債権の回収に努めることが望ましい。</p>
	27	<p>納付誓約書の取得によって時効が中断されているとしても、その中断時点から新たに消滅時効期間の進行が始まるのであり（民法第157条第1項）、納付誓約書の取得で時効が中断した債権のほうが、納付誓約書を取得した後で発生した本債権よりも消滅時効期間が経過してしまう時期が早いことには変わりがないのであるから、訪問によって徴収した金員につき、納付者から充当部分の指定がない場合には、納期限の古い債務から順番に充当していくのが望ましい。</p>
	28	<p>債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、未納金額と比較して明らかに相続人の調査に要する費用が多額に及ぶことが認められるような場合でなければ、債務者本人が死亡したときには、速やかに相続人の調査を行い、債権回収を試みるのが望ましい。</p>
	29	<p>宮崎市債権管理条例第12条第2号によれば、債務者が破産法に基づく免責決定を得たときには、債権放棄を行うことができると定められており、債権放棄をしなければならぬと定められてはいないが、破産法に基づく免責決定により、債務者は本債権の支払義務を免れることとなり、本債権の請求権は消滅するのであるから、そのような債権を時効期間が経過するまで管理し続けることに意味はなく、債権管理の効率性の観点から、債務者が破産法に基づく免責決定を得たときには、時効期間の経過を待つことなく、速やかに不納欠損処理をすることが望ましい。</p>
<p>第2 公設合併処理浄化槽使用料</p>	30	<p>いつ催告をしたのかという証拠を保全しておく必要性は高く、また、電話連絡や自宅訪問をした際の結果を業務日誌に記載するだけでは、債務者に対して履行を請求する意思を通知したことが明らかになっているとは言い難いため、催告をするにあたっては、催告書を交付する形での催告も行うことが望ましい。</p>

	31	<p>滞納整理を効率的に行うためには、使用者ごとの滞納整理状況が速やかに一覧できることが重要であるから、浄化槽管理システムにおいて、使用者ごとに滞納整理状況が一覧できるように管理することが望ましい。</p>
第3 農業集落排水処理施設使用料	32	<p>本債権は、強制徴収公債権である下水道使用料とは異なり、非強制徴収公債権（民事徴収公債権）であって、滞納処分の例による徴収は行われず。下水道使用料の項目において意見を述べているとおり、下水道使用料の督促状に滞納処分に関する記載をすることが望ましいことからすれば、本債権の督促は下水道使用料と区別して行うべきであり、現在の督促状に本債権と下水道使用料を区別した記載をするか、下水道使用料と異なる書式の督促状を用いることが望ましい。</p>
第4 卸売業者市場使用料等	33	<p>債権管理にあたっては、そもそも未収債権を発生させないことが肝要であり、卸売市場の市場使用料に関しては、許可の時点で申請業者の財政状況を確認することができるのであるから、疑問が残る場合には原状回復費用も踏まえた将来の債権の保全の観点から、財政状況や事業の収益性についてより慎重に検証することが望ましい。</p>
	34	<p>卸売市場に関しては、施設使用者がその業務を行なうのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、許可を取り消すものとされているところ、どのような場合に「必要な資力を有しなくなった」に該当するのかについて具体的な基準が存在していないため、この点に関する具体的な運用基準を設定することが、事務の効率性及び公平性の観点から望ましい。</p>
	35	<p>画一的かつ効率的な事務処理のため、宮崎市私債権等管理マニュアルを参照し、同マニュアルをそのまま利用するのか実際に応じて修正する点があるのか等について具体的に検討する機会を設けることが望ましい。</p>
第6 社会体育施設等使用料	36	<p>社会体育施設等使用料は債権額が少額であって、滞納発生後に回収に多くのコストを掛けることはできないため、いかに滞納額を増加させないかが重要となることから、予約システムの利用停止の措置は、遅くとも初回の督促期限の経過の時点では採ること望ましい。</p>

	37	施設使用料滞納者リストには、体育施設を使用した月が特定されているのみであり、消滅時効期間の起算日が記載されていないため、適切な時効管理のため、具体的な利用日を記載するか、利用月の初日を起算日として時効管理をする運用を明確にすることが望ましい。
	38	督促の流れなど基本的な点は、宮崎市私債権等管理マニュアルを参照する方法でもよいと思われるが、予約システムと利用の停止という独自の措置が存在しているため、業務の効率化と画一的な処理のため、債権管理の独自のマニュアルを整備することが望ましい。
第7 宮崎市立小 中学校体育施設使 用料	39	学校体育施設使用料滞納者リストには、体育館を使用した月が特定されているのみであり、消滅時効期間の起算日が記載されていないため、適切な時効管理のため、具体的な利用日を記載するか、利用月の初日を起算日として時効管理をする運用を明確にすることが望ましい。
	40	督促の流れなど基本的な点は、宮崎市私債権等管理マニュアルを参照する方法でもよいと思われるが、予約システムと利用の停止という独自の措置が存在しているため、業務の効率化と画一的な処理のため、債権管理の独自のマニュアルを整備することが望ましい。
第8 墓地管理料	41	納期限までに納付しない者に対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条において、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して15日をこえてはならないことが規定され、同条例第3条において、督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収すると規定されているところ、督促手数料は適切に請求されているものの、平成29年度における督促状の発送が一部納期限後20日を過ぎ、条例に反する事態が生じていた。
	42	督促の流れなど基本的な点は、宮崎市私債権等管理マニュアルを参照する方法でもよいと思われるが、使用権の消滅という独自の措置が存在しているため、その手順も踏まえて、業務の効率化と画一的な処理のため、債権管理の独自のマニュアルを整備することが望ましい。

<p>第 9 文化施設使用料</p>	<p>43</p>	<p>例えば過去に未納歴のある使用者については使用を許可しない扱いとすることなどの間接的な方法も視野に入れて、後払いの使用料の納付を確保する手段を検討すべきである。</p>
<p>第 10 児童扶養手当返納金（不正利得の場合を除く）</p>	<p>44</p>	<p>特に過年度分について、例えば、悪質な滞納者に対しては、訪問による督促を頻回に行うなどのより踏み込んだ対応が必要と思われる。本事業の専任担当者2名が給付事務と債権管理事務を兼任しているという現状の人的体制を含め、福祉部ひいては本市が、本債権に係る人的体制を抜本的に見直すことも視野に入れて検討することが望ましい。</p> <p>また、回収の一手段として、法的手続の活用を検討されたい。</p>
	<p>45</p>	<p>本債権が公債権であることや、本来福祉目的で給付される児童扶養手当の返納を求める場面であり一般的な私債権の管理回収とは異なる考慮要素があることから、宮崎市私債権等管理マニュアルに補足するような形式でも差し支えないと考えられるので、本債権の管理回収に関する原則的なマニュアルの策定を検討すべきである。</p>
<p>第 12 重度心身障害者医療高額療養費返納金</p>	<p>46</p>	<p>現行の運用上、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者が重度心身障害者医療費高額療養費の給付対象となった場合、本市障がい福祉課において、二重払いとなる額を国民健康保険の保険者たる本市または宮崎県後期高齢者医療広域連合より代理受領することについての委任状を徴求し、これに基づいて処理を行っているが、いかにして確実に、かつトラブルなく委任状を確保するか、及び委任状の提出を受けられない場合にどのように対応するかを、担当課において検討されたい。</p>
	<p>47</p>	<p>現在唯一ある本債権の収入未済は、社会保険側が何らかの事情によって本市との調整を経ないまま高額療養費を支給したことから、その事情を知らない本市も満額を支給してしまい、結果として二重支給となってしまったことによるものである。そこで、このような事態の再発を防止し、債権管理事務の負担を軽減するためにも、社会保険側とも協力の上二重支給となった原因を究明し、再発防止策の策定に努められたい。</p>

第7章 私債権		
第1 水道料金	48	債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、「本人死亡」という理由で不納欠損処理をするにあたっては、相続人調査として、住民基本台帳情報の調査だけではなく、戸籍情報の調査まで実施することが望ましい。
	49	口座振替による徴収につき、再度の口座振替日を金融機関の最終営業日に変更し、納入方法の違いによる不公平を是正することが望ましい。
	50	1期以上滞納がある者全員に対して何らかの通知書を送付するにしても、「未納通知・給水停止予告通知書」と様式を異にする通知書を送付することが望ましい。
第2 住宅使用料	51	連帯保証人は催告の抗弁や検索の抗弁の権利を有していないから（民法第454条）、滞納整理においては、連帯保証人に対して納付指導要請書を送付するだけに留めるのではなく、催告書を送付する等して、適時に納入の請求を行い、連帯保証人からの債権回収を図ることが望ましい。
	52	住居を失うか否かは入居者の生活において死活問題であるから、法的措置対象者の選定要件の判断基準を明確にしておくことが望ましい。判断基準を明確にしておくことにより、裁量の幅が狭くなり、公平な事務執行にも資することになる。したがって、「納付義務意識が欠けている者」の該当性をいかなる基準で判断するかについて、その判断結果に不公平さが生じないように、事務処理要綱もしくはその他の内部規範において明示することが望まれる。
	53	最終催告書によって明渡請求を受けた者の入居継続の条件は、滞納家賃の一括納付のみの運用であり、例外的運用は考えられていないが、事務処理要綱第9条第5項では、滞納家賃の一括納付が「原則」である旨が定められており、例外を認める規定となっているため、例外を一切認めない趣旨であれば、事務処理要綱第9条第5項の「原則」という語句の削除を検討すべきであるし、例外を認める趣旨であれば、どのような場合を例外とするのかについて具体的に記載することが望ましい。

<p>第 3 退去修繕費</p>	<p>54</p>	<p>債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、未納金額と比較して明らかに相続人の調査に要する費用が多額に及ぶことが認められるような場合でなければ、債務者本人が死亡したときには、速やかに相続人の調査を行い、債権回収を試みることを望ましい。</p>
<p>第 4 住宅新築資金等貸付金</p>	<p>55</p>	<p>本債権の案件すべてについて、徴収することができる見込みがあるのかにつき再検討を行い、今後採るべき方針や対応についての整理を図ることが望ましい。</p>
<p>第 5 病院医業収益及び病院医業外収益</p>	<p>56</p>	<p>債権管理に用いられている個別調書について、「時効援用：要・不要」の欄について、「要」を選択もしくは「不要」という項目を削除して時効援用の必要性を明確にすべきである。</p>
	<p>57</p>	<p>連帯保証人の要否等について、指定管理者との協議を行い、その運用を明確にしておくべきである。この点は、医師の応召義務（医師法第 19 条）との関係で、連帯保証人の存在を入院の条件とすることはできないが、債権保全の観点からは有用な制度であるため活用すべきである。</p> <p>また、個別調書によれば、指定管理者と市との間の債権管理についての事務の範囲について、不明確になっている部分があると思われるため、その機会に債権管理に関する双方の業務の分掌を明確にし、相互の協力体制をシステム化するためにも協議を行うことが望ましい。</p>
	<p>58</p>	<p>催告書に対して何ら反応がなかったものについては、債権額等を勘案して、催告書送付のみではなく、電話対応等の個別対応を積極的に行うことが望ましい。平成 30 年度より部分的に個別対応が始まっていることから、同様の対応を継続していくべきである。</p>
	<p>59</p>	<p>不納欠損について疑義が生じた場合に、経過の記録が存在していることが重要となるため、不納欠損事由を明確化し、その詳細についての記録を整理すべきである。</p> <p>もっとも、平成 30 年度に予定している不納欠損については、不納欠損事由の明確化及び経緯等の資料の整理がなされているため、現時点では問題状況は改善されており、今後の注意喚起のため意見として述べる。</p>

<p>第6 田野病院事業会計介護老人保健施設事業収益（介護老人保健施設使用料）</p>	<p>60</p>	<p>第三者が自ら債務を引き受ける旨の意思を明らかにしている場合には、当該第三者から提出を受ける納入誓約書の記載は、当該第三者が債務の全額を支払う意思を有していることについて明確に記載された内容とすべきである。</p>
<p>第7 災害援護資金貸付金</p>	<p>61</p>	<p>現状のとおり催告書の送付や戸別訪問によって償還を促すならば、担当者の増員や回収業務の効率化など回収体制の見直しが必要であると考えられる。</p>
	<p>62</p>	<p>困窮等により償還が困難となり、かつ将来にわたっても返済能力を回復する見込みがない事例など（現に本市においてそのような事例があるかどうかは別として）、管理回収業務を行うこと自体経済合理性のない事例については、一定の要件のもと債権を放棄し、管理回収業務の対象から除外する扱いとすることも検討することが望ましい。</p>
<p>第8 母子父子寡婦福祉資金貸付金</p>	<p>63</p>	<p>漫然と本債権を時効消滅させることのないよう、分納誓約書や残高確認書によって債務承認を求めることなどの徹底を今一度図るべきである。</p>
	<p>64</p>	<p>償還が途絶えてから一定期間（なかんずく消滅時効期間である最後の時効中断から10年）が経過したものや、債務者の置かれた状況に照らし回収が著しく困難となったもの等については、管理回収に要するコスト（本市の内部的コストを含む）と以後の回収可能性を比較衡量し、管理回収コストが回収の期待を上回ると判断される場合にはこれを積極的に不納欠損処理するなどして、管理回収の効率化を図るべきである。特に、時効中断に努めたにもかかわらず消滅時効が完成したものについては、援用を待たずに不納欠損処理をすることを視野に入れるべきである。本債権の実務に適した形での管理回収の効率化をお願いしたい。</p>
	<p>65</p>	<p>「宮崎市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」と題する要領が存在し、その第38条において滞納整理に関する規定がなされてはいるが、本債権の管理回収について、滞納から不納欠損処理に至るまでの一貫した内部マニュアルを策定し、画一的かつ効率的な事務処理ができるようにすべきである。</p>

	66	<p>法的手続には一定のコストと手間がかかる上、強制執行の対象となる資産がなければ現実の回収は困難であるが、判決の有する執行力を背景に訴訟上の和解によって任意の支払を促すなどの事実上の効果もあるので、適切に活用されたい。</p>
第10 乳幼児医療高額療養費返納金	67	<p>現行の運用上、国民健康保険の被保険者が乳幼児医療高額療養費の給付対象となった場合、本市親子保健課において、二重払いとなる額を国民健康保険の保険者たる本市より代理受領することについての委任状を徴求し、これに基づいて処理を行っているところ、国民健康保険においても、社会保険診療報酬支払基金と同様の運用ができないか、必要に応じて立法的解決を含めて検討されたい。運用の変更が困難である場合、いかにして確実に委任状を確保するかについても検討されたい。</p>
第11 児童クラブ事業利用者負担金	68	<p>本債権のうち現年度調定分については高い回収率を示している一方、過年度収入未済分の回収状況は芳しくないと言わざるを得ないため、可能な限り児童クラブ利用中に負担金の回収を終えることが望ましい。</p> <p>また、他の事業における回収方法を参考にするなどして、過年度収入未済分の回収を励行されたい。</p>
	69	<p>私債権としての性質を踏まえ、本債権をいかなる事由によって不納欠損処理するかについての内部での基準が必要となるのではないかと考えられる。ここで基準を策定するに当たっては、必ずしも法律上の債権の消滅事由に限らず、回収を断念すべき事情を列挙するなどして、管理コストの抑制と適正な回収のバランスを図るよう意識されたい。</p>
第12 ALT宿舎家賃	70	<p>現在収入未済の状態にある2件の債権は、金額にして33,200円と僅少であり、しかも、債務者である元ALTは既に帰国して音信不通となっている。このような債権を、ただ請求権として存続することを理由に管理継続することも、やはり費用対効果の観点から疑問である。早期に不納欠損処理を実施し、管理業務を終了するのが妥当である。</p>

<p>第 1 3 給食費 (及び学校納入金 一般)</p>	71	<p>現在、給食費については、未納が発生した場合、法的手続を含め回収のための種々の措置が行われており、この取組自体は評価に値するが、その一方で、法的手続を経てもなお回収に至らない案件も存在する。</p> <p>一般的には、手を尽くすも回収に至らなかった債権は、回収不能とみなして不納欠損処理が行われるが、回収に至らなかった給食費が最終的にどのように処理されているかは、所管課においても不明である。担当者によれば、最終的には不納欠損又はこれに準ずる処理をするはずであり、それは学校で行われているはずだが、その実態は把握されていないとのことである。学校納入金関係の統一的な取扱マニュアルである「学校納入金等取扱マニュアル」においても、回収に至るまでの諸手続については詳細な記載がなされている一方、回収不能となった債権の処理については言及されていない。学校の私費会計に属する債権の場合、「歳入」ではなく調定も行われないことから、不納欠損処理の対象ではないという考え方も有り得るが、回収不能となった以上何らかの処理が必要となることは言うまでもない。この問題は、給食費のみならず学校納入金全体に共通する。</p> <p>給食費その他学校の私費会計に属する債権も、児童生徒が業者に直接副教材費を支払う場合のように、学校が管理回収に関わる余地のないものを除き、本市が有する債権であることには変わらないのであるから、回収不能時の処理は統一的なルールに従ってなされるべきであり、個々の学校に委ねるのは相当でない。そして、そのルールは、給食費や副教材費等の費目の性質を踏まえた上で、本市において定める必要がある。</p> <p>もっとも、特に給食費については、現在公会計化に向けた調査研究がなされている最中であり、これが実現すれば、債権としての管理方法や不納欠損処理等の手順が一般の歳入債権と同様となる。この調査研究が早期に結実し、適正な債権管理がなされることを期待して、この点を指摘とせず意見にとどめる。</p>
	72	<p>本市が定める学校給食費未納対策マニュアルには「誰が」滞納者の対応に当たるのが明記されていないため、想定される場面を設定して場合分けするなどして、滞納給食費について、「誰が対応すべきかわからない」ことにならないようにすべきである。</p>

	73	<p>給食費の徴収に当たっても、可能な限り口座振替を利用することを原則とする運用とすべきである（口座振替とした方が集金の手間が省け、地区役員となる保護者の負担軽減に資すること、地区役員や学校事務室が現金を管理することによるリスクを考慮する必要があることも、その理由として挙げられる）。</p>
	74	<p>学校納入金等取扱マニュアルには、悪質な未納者に対しては法的手続を活用すべき旨が記載されているところ、学校納入金は、長期間にわたり給食費を滞納しているような事例と異なり、基本的には少額にとどまることから、相当の費用を要する法的手続を実施するには至らないものと理解されるが、給食費と同様、悪質な滞納事例の予防にも資するので、法的手続の活用を検討されたい。</p>
	75	<p>給食費については平成 24 年度、その他の学校納入金については平成 27 年度途中から、保護者の申し出に基づき、児童手当をもってその支払に充てることのできるものとされ、これにより、本市においても学校納入金の滞納が相当程度解消されたとのことであるところ、児童手当法第 21 条第 2 項が保護者からの「申し出」を要件としているのは、児童手当においては現実に現金を給付することが重要視されているためであると理解されるため、この「申し出」を得るに当たっては決して強制にわたることがあってはならないが、他方で児童手当からの充当が滞納対策において極めて重要であることに鑑みれば、いかにして確実に、かつ任意に「申し出」を得るか、そのノウハウの蓄積が重要である。そこで、担当課においては、学校現場で応用できるよう、このようなノウハウの蓄積及び積極的な情報共有を図るべきである。</p>

巻 末 資 料

- 【資料 1】 平成 30 年度宮崎市包括外部監査に関する調査票
- 【資料 2】 市税滞納者に対する行政サービスの利用制限取扱指針
- 【資料 3】 宮崎市債権管理条例
- 【資料 4】 宮崎市債権管理条例施行規則
- 【資料 5】 宮崎市収納対策本部設置要綱
- 【資料 6】 平成 29 年度収納対策基本方針
- 【資料 7】 平成 29 年 3 月末日現在収納状況
- 【資料 8】 平成 30 年 3 月末日現在収納状況

【資料 1】平成 30 年度宮崎市包括外部監査に関する調査票

平成 30 年度宮崎市包括外部監査に関する調査票

(監査テーマ：債権管理に関する事務の執行について)

<回答者に関する情報>

部 課 名	部	課
回 答 者 名	(係等)	(氏名)
電 話 番 号	—	(内線)
メー ル ア ド レ ス	@	
作 成 日	平成	年 月 日

<調査事項>

第 1 債権の存否とその内容について

1 貴部・課で取り扱う債権はありますか。

- はい
 いいえ
 わからない (理由：)

(上記第 1・1 で「いいえ」と回答された場合、調査は以上です。)

2 上記(1)で「はい」と回答された場合、取扱債権ごとに、債権の名称、債権の種類、平成 27 年度～平成 29 年度 (平成 29 年度は暫定額) の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額を別添の Excel 表に記入してご回答ください (複数にわたる場合は、Excel シートのタブからコピーを作成の上、債権ごとに分けて記入してください)。

第 2 債権の管理について

1 債権管理の体制

(1) 貴課には、債権管理を専ら (又は集中的に) 担当する職員はいますか。

- はい
 いいえ

【資料 1】平成 30 年度宮崎市包括外部監査に関する調査票

(2) 上記(1)で「ある」と回答された場合、委託先の名称をご回答ください。

(委託先：)

4 その他

(1) 債権の管理回収について有効と考える方法や、他の部課ないし他の地方自治体等で見聞きして有効と考えるものがあれば、ご回答ください（自由記述）。

(2) 現在担当している債権の管理回収についての悩みや困りごと等があれば、自由にご記入ください。

調査事項は以上です、ご協力ありがとうございました。

【資料 1】平成 30 年度宮崎市包括外部監査に関する調査票

平成 30 年度宮崎市包括外部監査に関する調査票・別添

債権の名称			
債権の種類	<input type="checkbox"/> 市税	<input type="checkbox"/> 強制徴収公債権（公課）	<input type="checkbox"/> 非強制徴収公債権（民事徴収公債権）
担当部・課・係	部	課	係
担当責任者			
作成者			
作成日	平成	年	月 日

年度	調査額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
H27	現年度							
	過年度							
	合計							
H28	現年度							
	過年度							
	合計							
H29 (* 暫定)	現年度							
	過年度							
	合計							

要綱・マニュアル等	有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	名称

【資料 2】市税滞納者に対する行政サービスの利用制限取扱指針

市税滞納者に対する行政サービスの利用制限取扱指針

- 1 趣旨
本市が行う行政サービスを提供する場合において、市税を完納していること（滞納がないことをいう。）を条件とすることにより、受益と負担の公平性を確保するとともに納税者の納税の促進を図る。
- 2 完納を条件とする市税
個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、市たばこ税、鉾産税、入湯税及び事業所税とする。
- 3 利用制限の対象とする行政サービス
市民（法人を含む。以下同じ。）を対象とする市の行政サービスで、それを利用することにより、他の市民が得られない利益を受けるもの。
- 4 利用制限の対象外とする行政サービス
 - ① 供給を停止すると市民生活に重大な支障をきたす事業（医療・公衆衛生の提供など）
 - ② 生命、身体、財産の安全にかかわる緊急性を有する事業
 - ③ 公共の利益に資する行政財産等の使用許可（行政財産の目的外使用許可を除く。）
 - ④ 法律等で要件が定められているもの（全国一律で要件が決まっているものなど）
 - ⑤ 納税義務者とならないもの（スポーツ大会等支援事業など）
 - ⑥ 利用制限を行うことが社会通念上、妥当でないものただし、既に制限を行っている行政サービスについては、上記に該当しても、特別な事情がある場合は制限を継続することができる。
- 5 市税の完納の確認方法等について
 - (1) 行政サービスの利用制限を行う事業等の所管課は、事前に納税管理課及び市民課に相談のうえ、次のいずれかの方法を選択して市税の完納を確認することとする。
 - ① 市税の納付状況の確認を行うことについての申請者の同意書の提出を受けて、行政サービスの利用制限を行う事業等の所管課が納税管理課に照会を行い、完納を確認
 - ② 行政サービスの申請書に市税の滞納がないことの証明書（市税証明書）を添付
 - (2) 複数の利用申込が同時に行われる場合の市税証明書は、他の市税証明書の写しで可とする。
 - (3) 完納確認の基準日は、当該行政サービスの申請日または交付請求日とする。
- 6 その他の歳入による行政サービスの利用制限について
各事業等の所管課は、当該事業等の趣旨・目的等を勘案し、制限が可能と認められる場合は、完納の条件に他の歳入を加えることができるものとする。この場合においては、完納の確認方法等について、関係課と協議するものとする。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年12月1日から施行する。

【資料3】宮崎市債権管理条例

宮 崎 市 債 権 管 理 条 例

平成20年12月22日条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、市が有する債権の徴収等に関し、必要な事項について定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市の私債権等 市の債権のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権を除いたものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は条例若しくはこれに基づく規則若しくは企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。)に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長及び上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則若しくは企業管理規程の規定に基づき、適切かつ効率的な債権の徴収等に努めなければならない。

(債権管理体制の整備)

第5条 市長等は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

【資料3】宮崎市債権管理条例

(督促)

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第7条 市長等は、市の私債権等について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている市の私債権等(保証人の保証があるものを含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある市の私債権等(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない市の私債権等(第1号に該当する市の私債権等で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第8条 市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第9条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要

【資料3】宮崎市債権管理条例

求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第10条 市長等は、市の私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第11条 市長等は、市の私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

【資料3】宮崎市債権管理条例

- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る市の私債権等について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る市の私債権等について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の私債権等は、徴収すべきものとする。

（債権の放棄）

第12条 市長等は、市の私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について消滅時効が完成したとき。

【資料3】宮崎市債権管理条例

(4) 第7条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

(5) 第10条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

(6) 債務者が死亡し、失踪そうの宣告を受け、又はこれらに準ずる事情にあり、当該債権について弁済する見込みがないと認められるとき。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

【資料4】宮崎市債権管理条例施行規則

宮崎市債権管理条例施行規則

平成21年3月30日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市債権管理条例（平成20年条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(債権の分類等)

第2条 市の債権は、次に掲げる区分に分類するものとする。

- (1) 市税（市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。以下同じ。）
- (2) 公課（市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。以下同じ。）
- (3) 民事徴収公債権（市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権で国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができないものをいう。以下同じ。）
- (4) 私債権（市の債権のうち、市税、公課及び民事徴収公債権以外のものをいう。）

2 部等（宮崎市事務分掌条例（昭和62年条例第1号）第1条に規定する部、教育委員会事務局及び消防局をいう。以下同じ。）の長は、その所管に属する市の債権について、前項の債権の区分に応じ、必要な措置を講じなければならない。

(台帳の整備)

第3条 部等の長は、その所管に属する市の債権を適正に管理するため、債権の管理に関する台帳を整備しなければならない。

(督促後の期間)

第4条 条例第7条の相当の期間は、1年とする。

(履行期限後の期間)

【資料4】宮崎市債権管理条例施行規則

第5条 条例第10条の相当の期間は、1年とする。

(徴収停止後の期間)

第6条 条例第12条第5号の相当の期間は、1年とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

【資料5】宮崎市収納対策本部設置要綱

宮崎市収納対策本部設置要綱

(目的)

第1条 市税等の滞納整理を行い、財源確保を図るために宮崎市収納対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において市税等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 宮崎市税条例に規定する市税
- (2) 宮崎市国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税
- (3) 宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例に規定する一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）
- (4) 災害弔慰金の支給等に関する条例に規定する災害援護資金
- (5) 老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則に規定する費用
- (6) 宮崎市介護保険条例に規定する介護保険料
- (7) 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則に規定する費用
- (8) 母子及び寡婦福祉法に規定する福祉資金
- (9) 宮崎市児童クラブ事業利用者負担金徴収条例に規定する利用者負担金
- (10) 生活保護法に規定する扶助
- (11) 児童扶養手当法に規定する児童扶養手当
- (12) 宮崎市道路占用料条例に規定する占用料
- (13) 宮崎市営住宅条例施行規則に規定する使用料
- (14) 宮崎市営住宅条例施行規則に規定する駐車場の使用料
- (15) 宮崎市住宅新築資金等貸付条例に規定する貸付金
- (16) 宮崎市土地区画整理事業清算金取扱規則に規定する清算金
- (17) 佐土原町等の編入に伴い失効することとなる佐土原町奨学資金貸与条例等の経過措置を定める条例に規定する奨学資金
- (18) 宮崎市田野育英奨学基金条例に規定する奨学資金
- (19) 宮崎市下水道条例に規定する使用料
- (20) 宮崎市農業集落排水処理施設条例に規定する使用料
- (21) 宮崎都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に規定する受益者負担金
- (22) 宮崎市公共下水道事業分担金徴収条例に規定する分担金
- (23) 宮崎市農業集落排水事業分担金徴収条例に規定する分担金
- (24) 宮崎市水道事業給水条例に規定する料金
- (25) その他本部長が必要と認める収入

【資料5】宮崎市収納対策本部設置要綱

(対策本部の所掌事務)

第3条 対策本部は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市税等滞納整理の基本方針の策定に関すること。
- (2) 市税等滞納整理の目標収納率の設定に関すること。
- (3) 市税等滞納整理の実施計画の策定に関すること。
- (4) 市税等滞納整理の実施及び進行管理に関すること。
- (5) その他必要事項の策定に関すること。

(本部員)

第4条 本部員は、つぎの各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 税務部長
- (2) 納税管理課長、国保収納課長、廃棄物対策課長、福祉総務課長、長寿支援課長、介護保険課長、社会福祉第一課長、保育幼稚園課長、子育て支援課長、用地管理課長、住宅課長、区画整理課長、学校教育課長、生涯学習課長及び料金課長

(本部長及び本部長代理)

第5条 対策本部に本部長を置く。

- 2 本部長は、税務部長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 4 本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長代理がその職務を代理する。
- 5 本部長代理は、本部長が本部員の中から指名する者をもって充てる。

(会議)

第6条 対策本部の会議は、本部長が招集し、本部長は会議の議長となる。

- 2 対策本部は必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は本部員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、税務部納税管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

【資料5】宮崎市収納対策本部設置要綱

- 附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

【資料5】宮崎市収納対策本部設置要綱

<組織>

本部長	税務部長
本部員	納税管理課長
	国保収納課長
	廃棄物対策課長
	福祉総務課長
	長寿支援課長
	介護保険課長
	社会福祉第一課長
	保育幼稚園課長
	子育て支援課長
	用地管理課長
	住宅課長
	区画整理課長
	学校教育課長
	生涯学習課長
料金課長	

【資料6】平成29年度収納対策基本方針

平成29年度 収納対策基本方針

各部署が所管している市税、使用料、負担金、貸付金などの収納率の向上を図るために、次のとおり収納対策に取り組む。

1 滞納整理強化月間の設定

- (1) 目的
滞納整理強化月間を設定し、この期間において、全庁一斉に、市税、使用料、手数料等の各種収入の滞納整理を実施することにより、市民の納付意識の高揚及び収納率の向上を図る。
- (2) 実施計画
5月、12月及び3月を滞納整理強化月間とする。
各課の実情に応じ、部内や課内で協力体制を取りながら、催告書発送、夜間電話催告及び夜間・休日徴収に集中的に取り組む。

2 納付相談窓口の開設

- (1) 目的
平日の時間内に市税等の納付が困難な市民のために、期間を定めて、納付相談窓口を設置し、利便性を高めることにより収納率向上を図る。
- (2) 実施計画
夜間、休日相談窓口の実施月は、国保収納課においては、5月・11月・2月とし、その他の課については、実情に応じ随時開設する。

3 口座振替の推進

- (1) 目的
納期内納付の推進を図る。
- (2) 実施計画
滞納整理等の機会など市民の来庁時に、職員が直接口座振替の利用案内を行う。
納付書発送及び収納率向上のための広報活動の中で、口座振替の啓発を行う。

4 広報啓発活動

- (1) 目的
市民への広報啓発活動を通じて、納付意識を高揚させ、収納率向上を図る。
- (2) 実施計画
市広報やホームページ等を利用し、啓発活動を行う。

5 滞納処分又は民事執行手続の実施

- (1) 目的
滞納者の財産等調査を行い、必要に応じ滞納処分又は民事執行手続を実施することにより市税等の納付についての公平性、公正性を保つ。
- (2) 実施計画
市税・公課については、的確な財産調査や検索を通じて、早期の差押えを行い、動産、不動産の公売を実施する。
民事徴収公債権・私債権については、債権管理条例の規定に基づき、民事執行手続を実施する。

【資料6】平成29年度収納対策基本方針

6 情報共有の実施

(1) 目的

財産調査の回答内容等を共有することにより、案件整理の効率化を図る。

(2) 実施計画

預貯金、生命保険、国税還付金等財産調査の結果内容について、各課に情報を提供する。

差押えの換価後に残余金が生じる場合は、各課に情報提供を行い、交付要求を促す。

7 定期報告

(1) 目的

各課の収納状況等を会議等で報告し、収納状況を確認することにより、各課の対応等に資する。

(2) 実施計画

担当者ヒアリングを実施し、各課の債権管理の状況を確認しながら、指導、助言を行う。

各課から毎月の収納状況について報告をもらい、随時状況の確認を行う。

年3回、本部会を開催し、各課の取り組み状況を確認するとともに、直近の調整会議において、収納状況の報告を行う。

8 研修会等の開催

(1) 目的

滞納整理に必要な知識等を習得し、共有する。

(2) 実施計画

滞納整理に習熟した職員のほか専門的な知識を有する外部講師を招き、滞納整理に必要な知識等に関する研修会を随時開催する。

先進地の事例や滞納整理成功例などについて報告会を開催し、滞納整理に必要な知識を共有する。

債権管理条例の説明会を開催し、債権管理に関する事務ノウハウ等の知識を共有する。

9 行政サービスの制限

(1) 目的

市税等の滞納者には、各種補助金等の交付に際し、厳正な対応を行うことにより未納者の解消につなげる。

(2) 実施計画

市税等の滞納者に対して、「市税滞納者に対する行政サービスの利用制限取扱指針」に沿って、各種補助金等の行政サービスの制限を行う。

10 生活再建型滞納整理

(1) 目的

多重債務者を弁護士に誘導し、債務整理後に発生する過払い金で未納を解消する。

(2) 実施計画

多重債務者の掘り起こしを確実にいえるよう、研修会を開催する。

全庁を挙げて多重債務者の掘り起こしを行う。

【資料7】平成29年度3月末日現在収納状況

平成29年3月末日現在 収納状況（平成28年度現年分＋平成28年度滞納繰越分）

【単位：千円、％】

部局名	課名	項目	調定額 (A)	収入額 (B)	当月末	前月末	前年度	増減 (C-E)				
					収納率 (B/A) (C)	収納率 (D)	末 収納率 (E)					
税務部	納税管理課	市税	個人市民税	54,382,967	52,431,130	96.41	92.36	94.46	1.95			
			法人市民税	19,148,529	18,244,859	95.28	84.84	92.97	2.31			
			固定資産税	4,334,261	4,275,503	98.64	97.35	97.88	0.76			
			軽自動車税	22,690,085	21,906,951	96.55	96.04	94.34	2.21			
			市たばこ税	1,128,563	1,059,570	93.89	93.37	93.09	0.80			
			縮産税	2,921,955	2,921,955	100.00	100.00	100.00	0.00			
			特別土地保有税	0	0	—	—	—	—			
			入湯税	0	0	—	—	0.00	—			
			事業所税	52,926	49,574	93.67	93.57	95.17	▲1.50			
			都市計画税	1,547,321	1,503,601	97.17	98.57	95.12	2.05			
			国保収納課	市税	国民健康保険税	2,559,326	2,469,117	96.48	95.96	94.25	2.23	
			環境部	廃棄物対策課	民事徴収公債権	国民健康保険税	13,685,440	8,590,161	62.77	55.68	61.87	0.90
			福祉部	福祉総務課	私債権	し尿汲取手数料	85,955	81,678	95.02	94.58	95.04	▲0.02
災害援護資金元金及び利子	58,927	5,341				9.06	8.73	17.28	▲8.22			
老人福祉施設入所負担金	118,636	116,974				98.60	91.57	98.14	0.46			
介護保険第1号被保険者保険料	6,698,814	6,368,929				95.08	93.98	94.67	0.41			
子ども課	公課	市立・私立保育所保育料				1,869,902	1,741,524	93.13	85.13	92.49	0.64	
子育て支援課	公課	助産施設入所負担金				150,519	38,195	25.38	23.78	23.12	2.26	
私債権	母子福祉貸付金元金及び利子	881				85	9.65	14.44	0.34	9.31		
民事徴収公債権	寡婦福祉貸付金元金及び利子	108,198				29,863	27.60	25.68	26.37	1.23		
民事徴収公債権	児童扶養手当返還金	6,284				525	8.35	8.16	11.24	▲2.89		
社会福祉課	民事徴収公債権	生活保護返還金・徴収金				35,157	7,723	21.97	20.86	14.00	7.97	
健康管理部	健康支援課	公課	587,103	150,270	25.60	25.23	25.92	▲0.32				
健康管理部	健康支援課	公課	0	0	—	—	—	—				
建設部	用地管理課	公課	道路占用料	99,158	99,156	100.00	100.00	100.00	0.00			
			住宅課	私債権	住宅使用料	2,288,515	1,222,200	53.41	49.21	53.62	▲0.21	
			私債権	駐車場使用料	1,263,091	1,139,202	90.19	83.09	89.30	0.89		
			住宅資金貸付金元金及び利子	86,429	82,185	95.09	87.66	95.56	▲0.47			
			住宅資金貸付金元金及び利子	938,994	813	0.09	0.08	0.11	▲0.02			
			都市整備部	区画整理課	公課	土地区画整理事業清算金	6,115	2,878	47.06	46.57	43.28	3.78
			教育委員会	学校教育課	私債権	奨学資金貸付金	6,175	3,287	53.22	49.45	56.20	▲2.98
教育委員会	生涯学習課	民事徴収公債権	児童クラブ利用者負担金	87,024	84,987	97.66	97.58	96.94	0.72			
小計			80,125,251	70,936,711	88.53	84.10	86.89	1.64				
上下水道局	料金課	公課	下水道費負担金	13,949,971	12,561,568	90.05	88.29	90.32	▲0.27			
			下水道費分担金	126,591	103,497	81.76	78.71	79.50	2.26			
			農業集落排水事業費分担金	17,182	14,913	86.80	81.70	92.45	▲5.65			
			下水道使用料	2,826	2,040	72.19	73.63	83.18	▲10.99			
			農業集落排水使用料	5,773,759	5,207,767	90.20	89.23	90.06	0.14			
			民事徴収公債権	農業集落排水使用料	171,258	161,079	94.06	85.82	94.08	▲0.02		
			私債権	水道料金	7,843,289	7,059,426	90.01	94.23	90.58	▲0.57		
			民事徴収公債権	加圧水道料金	15,066	12,846	85.26	91.23	85.08	0.18		
計			94,075,222	83,498,279	88.76	84.69	87.38	1.38				

前年度同時期	94,432,405	82,513,703
前年度同時期比	▲357,183	984,576

- ※「調定額」及び「収入額」の計、「増減」の数値については、四捨五入の関係で一致しない場合がある。
- ※債権の分類については次のとおり。
- ①市 税：地方税法の規定に基づく徴収に係るもの。（国民健康保険税を含む）
 - ②公 課：市税以外の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分により処分することができるもの。
 - ③民事徴収公債権：公債権だが、自力での強制徴収が出来ないもの。
 - ④私債権：民法等によって規律される契約等により発生した債権。

【資料 8】平成 30 年度 3 月末日現在収納状況

平成30年3月末日現在 収納状況 (平成29年度現年分+平成29年度滞納繰越分)

【単位:千円、%】

部局名	課名	項目	調定額 (A)	収入額 (B)	当月末 収納率 (B/A) (C)	前月末 収納率 (D)	前年度 当月末 収納率 (E)	増減 (C-E)				
税務部	納税管理課	市税	個人市民税	54,102,407	52,144,010	96.38	93.53	96.41	▲ 0.03			
			法人市民税	19,163,680	18,173,967	94.84	87.82	95.28	▲ 0.44			
			固定資産税	4,335,219	4,239,616	97.79	98.35	98.64	▲ 0.85			
			軽自動車税	22,646,025	21,986,004	97.09	96.76	96.55	0.54			
			市たばこ税	1,177,534	1,107,088	94.02	93.71	93.89	0.13			
			鋳造税	2,574,705	2,574,705	100.00	100.00	100.00	0.00			
			特別土地保有税	0	0	—	—	—	—			
			入湯税	0	0	—	—	—	—			
			事業所税	64,257	60,982	94.90	94.45	93.67	1.23			
			都市計画税	1,573,509	1,510,183	95.98	87.95	97.17	▲ 1.19			
			国保収納課	市税	国民健康保険税	2,567,477	2,491,466	97.04	96.71	96.48	0.56	
			環境部	廃棄物対策課	民事徴収公債権	国民健康保険税	12,979,601	8,316,100	64.07	57.02	62.77	▲ 1.30
			福祉部	福祉総務課	私債権	災害援護資金元金及び利子	80,522	75,949	94.32	93.46	95.02	▲ 0.70
長寿支援課	民事徴収公債権	老人福祉施設入所負担金				53,586	2,713	5.06	4.41	9.06	▲ 4.00	
介護保険課	公課	介護保険第1号被保険者保険料				122,758	120,668	98.30	91.14	98.60	▲ 0.30	
社会福祉第一課	民事徴収公債権	介護保険第1号被保険者保険料				6,861,957	6,553,057	95.50	94.46	95.08	0.42	
保育幼稚園課	公課	生活保護返還金・徴収金				716,927	147,428	20.56	18.26	25.60	▲ 5.04	
子育て支援課	公課	市立・私立保育所保育料				1,744,006	1,520,011	87.16	86.56	93.13	▲ 5.97	
公課	助産施設入所負担金	142,808				32,949	23.07	21.83	25.38	▲ 2.31		
私債権	母子福祉貸付金元金及び利子	1,032				528	51.18	43.13	9.65	41.53		
私債権	寡婦福祉貸付金元金及び利子	96,390				27,798	28.84	28.14	27.60	1.24		
民事徴収公債権	児童扶養手当返納金	5,907				241	4.08	4.03	8.35	▲ 4.27		
建設部	用地管理課	公課	道路占用料(法定外公共物使用料を含む)	39,479	4,382	11.10	8.31	21.97	#####			
			住宅課	私債権	住宅使用料	122,139	122,139	100.00	99.99	100.00	0.00	
			私債権	駐車場使用料	2,225,468	1,199,054	53.88	49.72	53.41	0.47		
			私債権	住宅資金貸付金元金及び利子	1,203,913	1,114,690	92.59	85.40	90.19	2.40		
			私債権	児童クラブ事業利用者負担金	83,374	79,635	95.52	88.13	95.09	0.43		
都市整備部	区画整理課	公課	土地区画整理事業清算金	938,181	4,728	0.50	0.50	0.09	0.41			
			教育委員会	学校教育課	私債権	奨学資金貸付金	4,523	2,217	49.01	48.57	47.06	1.95
生涯学習課	私債権	奨学資金貸付金	4,286	2,245	52.38	50.88	53.22	▲ 0.84				
		生涯学習課	私債権	児童クラブ事業利用者負担金	89,374	87,592	98.01	97.97	97.66	0.35		
上下水道局	料金課	公課	下水道費負担金	79,250,360	70,326,131	88.74	85.39	88.54	0.20			
			下水道費負担金	14,682,835	13,288,091	90.50	88.88	90.05	0.45			
			下水道費負担金	101,009	79,772	78.97	77.68	81.76	▲ 2.79			
			農業集落排水事業費負担金	18,223	16,128	88.50	86.73	86.80	1.70			
			農業集落排水事業費負担金	3,030	2,430	80.20	71.89	72.19	8.01			
			下水道使用料	5,852,004	5,281,682	90.25	89.15	90.20	0.05			
			民事徴収公債権	農業集落排水使用料	152,082	142,281	93.55	86.21	94.06	▲ 0.51		
			私債権	水道料金	8,556,476	7,765,799	90.76	88.89	90.01	0.75		
			計			93,933,195	83,614,222	89.01	85.90	88.76	0.25	

前年度同時期	94,081,629	83,506,903
前年度同時期比	▲ 148,434	107,320

※「調定額」及び「収入額」の計、「増減」の数値については、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

※債権の分類については次のとおり。

- ①市 税: 地方税法の規定に基づく徴収金に係るもの。(国民健康保険税を含む)
- ②公 課: 市税以外の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの。
- ③民事徴収公債権: 公債権だが、自力での強制徴収が出来ないもの。
- ④私債権: 民法等によって規律される契約等により発生した債権。

【資料7】平成29年度3月末日現在収納状況

平成29年3月末日現在 収納状況（平成28年度現年分＋平成28年度滞納繰越分）

【単位：千円、％】

部局名	課名	項目	調定額 (A)	収入額 (B)	当月末 収納率 (B/A) (C)	前月末 収納率 (D)	前年度 当月末 収納率 (E)	増減 (C-E)				
税務部	納税管理課	市税	個人市民税	54,382,967	52,431,130	96.41	92.36	94.46	1.95			
			法人市民税	19,148,529	18,244,859	95.28	84.84	92.97	2.31			
			固定資産税	4,334,261	4,275,503	98.64	97.35	97.88	0.76			
			軽自動車税	22,690,085	21,906,951	96.55	96.04	94.34	2.21			
			市たばこ税	1,128,563	1,059,570	93.89	93.37	93.09	0.80			
			縮産税	2,921,955	2,921,955	100.00	100.00	100.00	0.00			
			特別土地保有税	0	0	—	—	—	—			
			入湯税	0	0	—	—	0.00	—			
			事業所税	52,926	49,574	93.67	93.57	95.17	▲1.50			
			都市計画税	1,547,321	1,503,601	97.17	98.57	95.12	2.05			
			国保収納課	市税	国民健康保険税	2,559,326	2,469,117	96.48	95.96	94.25	2.23	
			環境部	廃棄物対策課	民事徴収公債権	国民健康保険税	13,685,440	8,590,161	62.77	55.68	61.87	0.90
			福祉部	福祉総務課	私債権	し尿汲取手数料	85,955	81,678	95.02	94.58	95.04	▲0.02
災害援護資金元金及び利子	58,927	5,341				9.06	8.73	17.28	▲8.22			
老人福祉施設入所負担金	118,836	116,974				98.60	91.57	98.14	0.46			
介護保険第1号被保険者保険料	6,698,814	6,368,929				95.08	93.98	94.67	0.41			
子ども課	公課	市立・私立保育所保育料				1,869,902	1,741,524	93.13	85.13	92.49	0.64	
子育て支援課	公課	助産施設入所負担金				150,519	38,195	25.38	23.78	23.12	2.26	
私債権	母子福祉貸付金元金及び利子	881				85	9.65	14.44	0.34	9.31		
民事徴収公債権	寡婦福祉貸付金元金及び利子	108,198				29,863	27.60	25.68	26.37	1.23		
民事徴収公債権	児童扶養手当返還金	6,284				525	8.35	8.16	11.24	▲2.89		
社会福祉課	民事徴収公債権	生活保護返還金・徴収金				35,157	7,723	21.97	20.86	14.00	7.97	
健康管理部	健康支援課	公課	587,103	150,270	25.60	25.23	25.92	▲0.32				
健康管理部	健康支援課	公課	0	0	—	—	88.59	—				
建設部	用地管理課	公課	道路占用料	99,158	99,156	100.00	100.00	100.00	0.00			
			住宅課	私債権	住宅使用料	2,288,515	1,222,200	53.41	49.21	53.62	▲0.21	
			私債権	駐車場使用料	1,263,091	1,139,202	90.19	83.09	89.30	0.89		
			住宅資金貸付金元金及び利子	86,429	82,185	95.09	87.66	95.56	▲0.47			
			住宅資金貸付金元金及び利子	938,994	813	0.09	0.08	0.11	▲0.02			
都市整備部	区画整理課	公課	土地区画整理事業清算金	6,115	2,878	47.06	46.57	43.28	3.78			
教育委員会	学校教育課	私債権	奨学資金貸付金	6,175	3,287	53.22	49.45	56.20	▲2.98			
			生涯学習課	民事徴収公債権	児童クラブ利用者負担金	87,024	84,987	97.66	97.58	96.94	0.72	
小計			80,125,251	70,936,711	88.53	84.10	86.99	1.64				
上下水道局	料金課	公課	下水道費負担金	13,949,971	12,561,568	90.05	88.29	90.32	▲0.27			
			下水道費分担金	126,591	103,497	81.76	78.71	79.50	2.26			
			農業集落排水事業費分担金	17,182	14,913	86.80	81.70	92.45	▲5.65			
			下水道使用料	2,826	2,040	72.19	73.63	83.18	▲10.99			
			民事徴収公債権	農業集落排水使用料	5,773,759	5,207,767	90.20	89.23	90.06	0.14		
			私債権	水道料金	171,258	161,079	94.06	85.82	94.08	▲0.02		
			私債権	水道料金	7,843,289	7,059,426	90.01	94.23	90.58	▲0.57		
			私債権	簡易水道料金	15,066	12,846	85.26	91.23	85.08	0.18		
計			94,075,222	83,498,279	88.76	84.69	87.38	1.38				

前年度同時期	94,432,405	82,513,703
前年度同時期比	▲357,183	984,576

- ※「調定額」及び「収入額」の計、「増減」の数値については、四捨五入の関係で一致しない場合がある。
- ※債権の分類については次のとおり。
- ①市 税：地方税法の規定に基づく徴収に係るもの。（国民健康保険税を含む）
 - ②公 課：市税以外の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分により処分することができるもの。
 - ③民事徴収公債権：公債権だが、自力での強制徴収が出来ないもの。
 - ④私債権：民法等によって規律される契約等により発生した債権。

【資料 8】平成 30 年度 3 月末日現在収納状況

平成30年3月末日現在 収納状況 (平成29年度現年分+平成29年度滞納繰越分)

【単位:千円、%】

部局名	課名	項目	調定額 (A)	収入額 (B)	当月末 収納率 (B/A) (C)	前月末 収納率 (D)	前年度 当月末 収納率 (E)	増減 (C-E)		
税務部	納税管理課	市税	個人市民税	54,102,407	52,144,010	96.38	93.53	96.41	▲ 0.03	
			法人市民税	19,163,680	18,173,967	94.84	87.82	95.28	▲ 0.44	
			固定資産税	4,335,219	4,239,616	97.79	98.35	98.64	▲ 0.85	
			軽自動車税	22,646,025	21,986,004	97.09	96.76	96.55	0.54	
			市たばこ税	1,177,534	1,107,088	94.02	93.71	93.89	0.13	
			鋳造税	2,574,705	2,574,705	100.00	100.00	100.00	0.00	
			特別土地保有税	0	0	—	—	—	—	
			入湯税	0	0	—	—	—	—	
			事業所税	64,257	60,982	94.90	94.45	93.67	1.23	
			都市計画税	1,573,509	1,510,183	95.98	87.95	97.17	▲ 1.19	
			国保収納課	市税	2,567,477	2,491,466	97.04	96.71	96.48	0.56
			国民健康保険税	12,979,601	8,316,100	64.07	57.02	62.77	▲ 1.30	
			環境部	廃棄物対策課	民事徴収公債権	80,522	75,949	94.32	93.46	95.02
福祉部	福祉総務課	私債権	災害援護資金元金及び利子	53,586	2,713	5.06	4.41	9.06	▲ 4.00	
		民事徴収公債権	老人福祉施設入所負担金	122,758	120,668	98.30	91.14	98.60	▲ 0.30	
		公課	介護保険第1号被保険者保険料	6,861,957	6,553,057	95.50	94.46	95.08	0.42	
		民事徴収公債権	生活保護返還金・徴収金	716,927	147,428	20.56	18.26	25.60	▲ 5.04	
		公課	市立・私立保育所保育料	1,744,006	1,520,011	87.16	86.56	93.13	▲ 5.97	
		子育て支援課	公課	142,808	32,949	23.07	21.83	25.38	▲ 2.31	
		公課	助産施設入所負担金	1,032	528	51.18	43.13	9.65	41.53	
		私債権	母子福祉貸付金元金及び利子	96,390	27,798	28.84	28.14	27.60	1.24	
		民事徴収公債権	寡婦福祉貸付金元金及び利子	5,907	241	4.08	4.03	8.35	▲ 4.27	
		民事徴収公債権	児童扶養手当返納金	39,479	4,382	11.10	8.31	21.97	#####	
建設部	用地管理課	公課	道路占用料(法定外公共物使用料を含む)	122,139	122,139	100.00	99.99	100.00	0.00	
		住宅課	私債権	住宅使用料	2,225,468	1,199,054	53.88	49.72	53.41	0.47
			駐車場使用料	1,203,913	1,114,690	92.59	85.40	90.19	2.40	
			住宅資金貸付金元金及び利子	83,374	79,635	95.52	88.13	95.09	0.43	
			住宅資金貸付金元金及び利子	938,181	4,728	0.50	0.50	0.09	0.41	
都市整備部	区画整理課	公課	土地区画整理事業清算金	4,523	2,217	49.01	48.57	47.06	1.95	
教育委員会	学校教育課	私債権	奨学資金貸付金	4,286	2,245	52.38	50.88	53.22	▲ 0.84	
	生涯学習課	私債権	児童クラブ事業利用者負担金	89,374	87,592	98.01	97.97	97.66	0.35	
小計			79,250,360	70,326,131	88.74	85.39	88.54	0.20		
上下水道局	料金課	公課	下水道費負担金	14,682,835	13,288,091	90.50	88.88	90.05	0.45	
			下水道費分担金	101,009	79,772	78.97	77.68	81.76	▲ 2.79	
			農業集落排水事業費分担金	18,223	16,128	88.50	86.73	86.80	1.70	
			下水道使用料	3,030	2,430	80.20	71.89	72.19	8.01	
			民事徴収公債権	農業集落排水使用料	5,852,004	5,281,682	90.25	89.15	90.20	0.05
			私債権	水道料金	152,082	142,281	93.55	86.21	94.06	▲ 0.51
			私債権	水道料金	8,556,476	7,765,799	90.76	88.89	90.01	0.75
			計		93,933,195	83,614,222	89.01	85.90	88.76	0.25

前年度同時期	94,081,629	83,506,903
前年度同時期比	▲ 148,434	107,320

※「調定額」及び「収入額」の計、「増減」の数値については、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

※債権の分類については次のとおり。

- ①市 税: 地方税法の規定に基づく徴収金に係るもの。(国民健康保険税を含む)
- ②公 課: 市税以外の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの。
- ③民事徴収公債権: 公債権だが、自力での強制徴収が出来ないもの。
- ④私債権: 民法等によって規律される契約等により発生した債権。